

ポイント

(農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更)

令和2年2月及び3月に開催した農業信用保険業務運営委員会、林業信用保証業務運営委員会及び漁業信用保険業務運営委員会で審議した業務方法書の変更については、3月25日に認可、4月1日より施行。

その主な内容については、以下のとおり。

1. 農業信用保険業務

(1) 保証保険

- 農業経営改善資金(農業改良資金及び青年等就農資金を除く。)の保険料率について、借入者の信用リスクに応じて低、中及び高の3区分の保険料率を導入する。

- 農業施設資金及び農業運転資金の保険料率について、基本料率を現行の平均適用料率から0.02%引き下げる。
また、農業運転資金のうち家畜等購入育成資金の保険料率について、農業運転資金の保険料率(0.18%又は0.23%)のうち低い0.18%に設定する。

(2) 融資保険

- 従来の取扱いどおり、保証保険の保険料率の1.5倍の水準に設定する。

(3) 災害特例保険料率

- 各資金の料率の引下げに応じて見直す。

2. 林業信用保証業務

- 第198回国会（平成31年常会）において成立した国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第31号）により、独立行政法人農林漁業信用基金法の一部が改正され、独立行政法人農林漁業信用基金の業務として、

① 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）の規定に基づき、川上事業者、川中事業者及び川下事業者が、共同して木材の安定的な取引関係の確立を図るために行う事業に必要な資金の借入れについての債務保証

② 当該事業に必要な資金調達を円滑にするための資金供給を行う都道府県に対する資金の貸付けを行うことが追加された（令和2年4月1日施行）。

これを受けて、業務方法書において、当該債務保証に係る保証料、当該資金の貸付業務の実施並びに当該貸付けに係る利率及び償還期限について記載することとする。

3. 漁業信用保険業務

- 第198回国会（平成31年常会）において成立した国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第31号）による独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正に伴う規定の整備を行う（第27条と別表5の号ズレ）。